

## (建築確認、中間検査、完了検査事務)

(住宅局建築指導課)

### 1. 制度の概要

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認又は第7条の2第1及び第7条の4第1項(第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査の事務を第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより指定する者に行わせる制度。

○建築基準法(昭和25年法律第201号)(抄)

(指定)

第77条の18 第6条の2第1項(第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第7条の2第1項(第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、第6条の2第1項の規定による確認又は第7条の2第1項及び第7条の4第1項(第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査(以下「確認検査」という。)の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、確認検査の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する特定行政庁(都道府県知事にあつては、当該都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならない。

### 2. 指定、登録等の基準

建築基準法第77条の20

○建築基準法(昭和25年法律第201号)(抄)

(指定の基準)

第77条の20 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 第77条の24第1項の確認検査員(常勤の職員である者に限る。)の数が、確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。
- 二 前号に定めるもののほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。

- 三 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額）が国土交通省令で定める額以上であること。
- 四 前号に定めるもののほか、第2号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎を有するものであること。
- 五 法人にあっては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員（第77条の24第1項の確認検査員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあってはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 六 その者又はその者の親会社等が確認検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによって確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 七 前各号に定めるもののほか、確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先	指定、登録の理由等
以下のURLを参照のこと。 <a href="http://www.icba.or.jp/j/ken/siteikikan.htm">http://www.icba.or.jp/j/ken/siteikikan.htm</a>	上記2に掲げる基準を満たしているため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
法令等により、指定、登録等に係る事務・事業（サービス）に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。	該当なし

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

### 7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定